

地域包括ケア病棟入院料の施設基準 変更に関するお知らせ

拝啓

暮秋の候、患者さんならびにご家族におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は当院の診療・運営に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当院では患者さんにより充実した医療・看護や、住み慣れた地域・ご自宅への復帰に向けた支援を提供するため、体制の強化に努めてまいりました。

この度、厚生労働省が定める施設基準の要件を満たしたため、**2026年11月1日**より、西2階病棟の入院料を「地域包括ケア病棟入院料2」から「地域包括ケア病棟入院料1」へ変更することとなりました。

これに伴い、**2026年11月1日以降(11月分のご請求分)の入院費(施設基準の点数)が変更**となります。患者様のご負担割合に応じて、窓口でのお支払い額が一部変わる場合がございます。

本変更にあたり、看護師やリハビリスタッフ等の配置体制、ご提供する医療・ケアの内容が低下することはありません。今後とも一層の医療サービスの向上に努めてまいります。

ご不明な点や、高額療養費制度の手続き方法に関するご相談がございましたら、1階受付窓口または病棟担当の医事課スタッフまでお気軽にお尋ねください。

敬具

2026年10月吉日

JA吉田総合病院 院長